



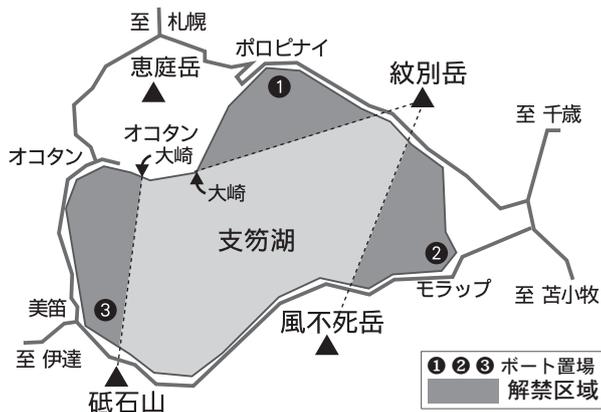
支笏湖で釣りに動力船を使用するときは許可が必要です

許可

観光振興課
企画振興係
☎(24)0377

本庁舎
4階

支笏湖全域で動力船の乗り入れが規制されています。乗り入れには許可が必要です。
【乗り入れの条件】 つぎの解禁期間中に、解禁区域内(左の図のとおり)で釣りをを行うとき



- ・6月 3時～19時30分
- ・7月 3時30分～19時30分
- ・8月 4時～19時

※水上バイクなどの特殊小型船舶は乗り入れできません。
※ルールとマナーを守りましょう。

※湖への乗り入れは、ポート事業者などの斜路を利用してください。
【提出書類】 ①申請書(市指定用紙) ②船舶検査証明書の写し ③船舶検査手帳の写し ④小型船舶操縦免許証の写し ⑤船体写真(全体を撮影したもので、船舶番号などが確認できるもの) ⑥角2封筒(120円切手貼付、返送用住所氏名を明記)

※①の様式は市の窓口やホームページ、郵送で取り寄せできます。
※②～④は、船舶検査が必要な船に限りです。
※申請は毎年必要です。

【申請期限】 4月13日(金)
【申請窓口】 観光振興課窓口
(郵送可・4月13日(金)必着)

※許可証は、5月下旬に郵送する予定です。
【届出】 農村整備課
耕地林務係
☎(24)06642
本庁舎
4階

森林の土地を取得したときは届出が必要になります

届出

農村整備課
耕地林務係
☎(24)06642

本庁舎
4階

4月から、森林の土地を取得

廃棄物
対策課
☎(23)2110



4種資源物分別で「ごみ」を減らしましょう!

4種資源物の収集は週1回(農村地区は月2回)です。分別をしっかりとすることでごみの減量化や資源の有効活用につながります。

《4種資源物とは》

使い捨てのびん、缶、発泡スチロール製のトレイ類、ペットボトルなどをいいます。
※右のマークのついた容器包装は「プラスチック製容器包装」として出してください。ただし、発泡スチロール製のトレイなどは「4種資源物」として出してください。

《4種資源物を出すときは》

- 4種資源物は、再生品の原材料としてリサイクルされます。水ですすいで汚れを取り除いてから出しましょう。
- キャップやふたは材質が異なるため、びんやペットボトルと一緒にはリサイクルできません。びんやペットボトルは、キャップやふたをはずしてから4種資源物として出しましょう。

◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇ ◇
リサイクル まだつかえるものが あるんじゃない
紙パック きれいにあらって さい利用

【上段】 高橋 歩 さん(小4) / 【下段】 足立 翔哉 さん(小4)

今月の
ごみ減量標語

した方は、市町村長へ届け出ることが義務付けられます。
【対象】 売買や相続などで森林の土地を新たに取得した方(法人を含む)
※国土地利用計画法に基づく土地売買契約の届出をしている方は除きます。
※面積の大小を問わず届出が必要
【届出期間】 土地の所有者となった日から90日以内
※取得した土地のある市町村長に届け出てください。
【届出内容】 届出者と前所有者の

住所・氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の所在場所・面積、土地の用途など
※添付書類として、登記事項証明書(写し可)または土地売買契約書など権利を取得したことがわかる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。

【詳細】

▼農村整備課

☎(24)06642

▼北海道石狩振興局林務課

☎011(204)5836